
諏訪広域連合広域計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 諏訪広域連合規約第5条に規定する広域計画を策定することを目的とし、諏訪広域連合広域計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、広域計画の策定に関する調査、審議を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、識見を有する者及び関係者のうちから諏訪広域連合長（以下「広域連合長」という。）が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、広域計画策定の終了までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長のほか、副委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員会)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、委員会を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(幹事会)

第7条 委員会の任務に関し、必要な事項について調査、研究等を行うため、委員会に幹事会を置くことができる。

2 幹事は、長野県及び関係市町村職員のうちから広域連合長が委嘱する。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、諏訪広域連合事務局に置く。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年5月26日から施行する。

この要綱は、平成28年5月26日から施行する。